

事前評価実施地区取りまとめ個表

整理番号			
地域(地区)名	四万十川地区	事業名	山のみち地域づくり交付金事業
計画策定主体	高知県	対象市町村	四万十市、梶原町、四万十町
事業実施期間	令和7年度～令和11年度(5年間)	事業実施主体	高知県
事業の概要・目的	<p>本地区は、高知県西部の四万十川流域に位置し、南は太平洋に面する四万十市並びに高岡郡四万十町と四国山地に抱かれた源流付近の高岡郡梶原町の区域である。また、県庁所在地の高知市から西及び南西へ約80km～110kmの距離で関係市町の総面積は約151,102haであり、そのうち約66%を森林が占めている。</p> <p>標高は5m～1,455mと高低差も大きく、起伏も多い急峻な地形を呈しており、年平均気温は15.0℃、最高気温39.2℃、最低気温-11.2℃と年較差は大きく、年間降水量は約2824mmと温暖で多雨地域で樹木の生育には適している。</p> <p>森林は、林産物の生産・水源の涵養及び国土保全等多面的な機能の発揮を通じて地元住民の生活と深く結びついている。この貴重な森林資源の本地区の現状を見ると、戦後営々と続けられてきた植林により、人工林面積は63,995ha・蓄積量は34.8百万m³となっており、優良な人工林が形成されている。</p> <p>これらの人工林は、利用期を迎えた森林が増加しており、主伐後に再造林をおこない、森林の多面的機能を持続的に発揮させつつ、森林資源の循環利用を推進することが求められている。また、従来の延長線上にある保育主体の施業も転換期となっているが、過去に林業の採算性の悪化により林業生産活動及び意欲が減退し、適正な森林整備が実施されず、多面的機能が十分に発揮されていない荒廃森林が存在する状況で、この森林に対する適切な間伐や保育等による森林整備が重要な課題の一つとされている。</p> <p>本地区の道路延長は、1604km(路網密度16.0m/ha)で広大な森林資源を持ちながら道路網の整備はまだ十分とは言えず、この地区においては根幹となる林道の開設が必要不可欠であり、原木のさらなる増産に向け搬出間伐・主伐に対応できるよう早急な対策が迫られている。</p> <p>奥地森林地域の骨格的な「山のみち」の整備による森林整備(特に間伐)の促進、林業等地域産業の振興等を通じた地域の活性化を図る。</p>		
事業内容	<p>路網整備：林道改築 L=915m, W=7.0m</p> <p>総事業費：601,950千円(R7～R11)</p>		
費用対効果分析結果	B/C = 1.20 ≥ 1.0		
関係者の所見	<p>当該路線については、次の内容が期待できるとして、高知県、四万十町・梶原町・四万十市及び受益者等が早期完成を望んでいる。</p> <p>①優良なスギ、ヒノキ等の木材生産量の増加及び物流促進。</p> <p>②受益地における森林施業の機械化及び木材搬出の低コスト化。</p> <p>③集落間の連絡道、観光資源を活かした地域の活性化。</p> <p>④森林レクリエーションを通じた都市との交流。</p>		
総合的な所見	<p>必要性、効率性及び有効性の観点から事業内容を総合的に判断した結果、事業を実施することが適当である。</p>		

(別紙1)

令和6年度採択チェックリスト (山のみち地域づくり交付金)

道 県 名	高知県	地 区 名	四万十川地区
計画作成主体	高知県	計 画 期 間	R7～R11

I 必須事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	環境との調和を図りつつ、奥地森林地域の骨格的な「山のみち」の整備等を地域の創造力を活かしながら総合的に実施し、個性的で魅力ある地域の活性化を推進する必要があること。	<input checked="" type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が 確実であること	地形、地質、地理状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。	<input checked="" type="checkbox"/>
3. 事業による効率性が十分見込まれること (効率性)	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	<input checked="" type="checkbox"/>
4. 事業の採択要件を満たしていること	事業実施要綱・要領等に規定された地区、事業内容、採択基準の要件に適合していること。 採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input checked="" type="checkbox"/>
5. 事業による効果の発現が図られること (有効性)	事業実施主体等の意欲、負担能力からして事業の実施が確実であり、実施後の効果の発現が図られること。	<input checked="" type="checkbox"/>
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	野生動物との共存や地形の改変の抑制、景観への配慮等が図られていること。	<input checked="" type="checkbox"/>

II 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
1 有効性	(1) 多様な森林づくり	①健全な森林の育成	多面的機能を発揮する健全な森林の育成	A	事業計画区域のⅢ～ⅩⅡ齢級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	A
				B	森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
				—	該当しない。	
	(2) 山村の活性化	②効率的かつ安定的な林業経営基盤の整備	効率的かつ安定的な林業経営の確立	A	既設の林道や公道等も活用しつつ、林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。	A
				B	林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
				—	該当しない。	
	(2) 山村の活性化		山村の生活基盤の向上への寄与	A	当該計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画である。	A
				B	当該計画が、山村地域の生活基盤の向上に寄与する計画である。	
C				上記A、B以外の計画である。		
—				該当しない。		
2 効率性	(1) 事業の経済性・効率性	事業の経済性・効率性の確保とコスト削減	A	事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コストの削減効果の発現が期待できる計画である。	A	
			B	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。		
			C	上記A、B以外の計画である。		
3 事業の実施環境等	(1) 自然環境・景観への配慮	自然環境保全機能の発揮	A	地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れた、自然環境・景観に配慮した計画である。	A	
			B	上記A以外の自然環境・景観に配慮した計画である。		
	(2) 地域材の有効利用		地域材利用の計画	A	次のいずれかの項目に該当する。 (ア) 地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ) 地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。	B
				B	上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
				—	該当しない。	

評価項目			評価指標	判定基準	評価	
大項目	中項目	小項目				
	(3)効果的な事業の実施	①地域関係者の理解	地域関係者の同意又は理解	A	地域関係者等からの要望又は同意を得ている。	B
				B	地域関係者等への説明を了している又は同意予定となっている。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
		②作業体形の整備	事業実施のための作業体形の整備	A	高性能林業機械による作業体形が確立している。	A
				B	高性能林業機械による作業体形の確立に向けて取り組みがされている。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
		③生産・流通拠点の整備	木材加工流通施設等の生産・流通拠点の整備	A	木材加工流通施設等の生産・流通拠点が整備されている地域である。	A
				B	木材加工流通施設等の生産・流通拠点が整備される計画である。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
		④他事業との連携	他事業との連携計画	A	他事業との連携が図られた計画である。	B
				B	他事業との連携について調整中である。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
				—	該当しない。	
		⑤他計画との関連	関連する計画への位置づけ	A	市町村の振興計画等との調整が図られている。	A
				B	市町村の振興計画等と調整中である。	
C	上記A、B以外の計画である。					
—	該当しない。					